定　　款

株式会社　ジーフット

2022年2月8日改定版

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社ジーフットと称し、英文では、GFOOT CO.,LTD.と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

１．靴の輸入、小売、卸売、企画、製造並びに修理
２．商標権、特許権、実用新案権、意匠権の取得、管理並びにライセンス
３．不動産の賃貸及び管理
４．衣料品、服飾雑貨、洋品雑貨、アクセサリー、貴金属、時計等の販売
５．鞄、バッグの輸入、販売並びに製造修理
６．皮革製品の加工及び販売
７．書籍、玩具、日用雑貨品、スポーツ用品、家庭用電気製品の販売
８．食料品、健康食品、化粧品の販売
９．飲食店の経営
10．古物売買業
11．情報提供サービス業
12．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、144,000,050 株とする。

２．当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式　　144,000,000 株

Ａ種種類株式　　50 株

（単元株式数）

第７条　当会社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は、１株とする。

（株主名簿管理人）

第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規定）

第９条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第２章の２　Ａ種種類株式

（Ａ種配当金）

第９条の２　当会社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本章において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下本章において「Ａ種種類株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて、以下本章において「Ａ種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本章において「普通株主等」と総称する。）と同順位にて、Ａ種種類株式１株につき、普通株式１株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＡ種種類株式１株当たりに支払われる金銭を、以

下本章において「Ａ種配当金」という。）を行う。なお、Ａ種配当金に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

２．当会社は、Ａ種種類株主等に対しては、Ａ種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第８号ロもしくは同法第 760 条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第１項第 12 号ロもしくは同法第 765 条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（残余財産の分配）

第９条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、１億円（ただし、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下本章において「払込金額相当額」という。）を支払う。

２．Ａ種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

第９条の４　Ａ種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

２．当会社が、会社法第 322 条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第９条の５　Ａ種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第２項に定める分配可能額をいう。以下本章において同じ。）を限度として、Ａ種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下本章において「償還請求日」という。）として、償還請求日の 10 営業日前までに当会社に対して書面による通知（以下本章において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して(i)当該償還請求に係るＡ種種類株式の数に、(ii)本条第２項に定めるＡ種種類株式１株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。以下本章において「償還金額」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、Ａ種種類株主等に対して交付

するものとする。

ただし、償還請求日においてＡ種種類株主から償還請求がなされたＡ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各Ａ種種類株主により償還請求がなされたＡ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＡ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

２．Ａ種種類株式１株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下本章において「基本償還金額」という。）とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+[0.02])^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「ｍ年とｎ日」とする。

ただし、償還請求日までの間に支払われたＡ種配当金（以下本章において「償還請求前支払済配当金」という。）が存する場合には、Ａ種種類株式１株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1+[0.02])^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「ｘ年とｙ日」とする。

３．償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

４．償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が本条第３項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第９条の６　当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下本章において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種種類株主等に対して金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、Ａ種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本章において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種種

類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式の数に、(ii)本条第２項に定めるＡ種種類株式１株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）を、Ａ種種類株主等に対して交付するものとする。Ａ種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、Ａ種種類株主から取得すべきＡ種種類株式を決定する。

２．Ａ種種類株式１株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下本章において「基本取得金額」という。）とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+[0.02])^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「ｍ年とｎ日」とする。

ただし、金銭対価償還日までの間に支払われたＡ種配当金（以下本章において「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、Ａ種種類株式１株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1+[0.02])^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「ｘ年とｙ日」とする。

（譲渡制限）

第９条の７　Ａ種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

第９条の８　当会社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式およびＡ種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。

２．当会社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種種類株式にはＡ種種類株式またはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

３．当会社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種種類株式にはＡ種種類株式またはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の無償

割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

第３章　株主総会

（招　　集）

第 10 条　当会社の定時株主総会は、毎年２月末日の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 11 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。

（招集権者および議長）

第 12 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 13 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数で行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（種類株主総会）

第 15 条の２　当会社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

２．第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

３．第 12 条、第 13 条および第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

４．第 14 条第１項の規定は、会社法第 324 条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

５．第 14 条第２項の規定は、会社法第 324 条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 16 条　当会社の取締役は、12 名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第 17 条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

２．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 18 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第 19 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 20 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を

開くことができる。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

（取締役会の決議方法）

第 22 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

２．当会社は、会社法第 370 条の要件を満たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

（顧問および相談役）

第 23 条　取締役会は、その決議により、顧問および相談役を置くことができる。

（取締役の報酬等）

第 24 条　取締役の報酬､賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 25 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 26 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 27 条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（監査役の任期）

第 28 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 29 条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 30 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第 31 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

（監査役の報酬等）

第 32 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）

第 33 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任の方法）

第 34 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 35 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　計　　算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 37 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 38 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。